

ケアハウスやまなみ 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人魚野福祉会の設置運営するケアハウスやまなみ（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 施設は、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とする。

(職員)

第3条 施設には、次の職員を国の基準に基づき配置する。

- (1) 施設長
- (2) 事務職員
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員
- (5) 栄養士

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(職務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めなければならない。また、保健福祉サービス等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括するものとする。
- (2) 事務員は、庶務及び会計業務等の事務を行う。
- (3) 生活相談員は、入居者の生活相談、面接、援助等の業務に従事する。
- (4) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、調理員の指導業務を行う。

(入居者の定員)

第5条 施設の入居者定員は、30名とする。

(入居者の資格)

第6条 施設を利用できる方は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし、夫婦で入居する場合はいずれか一方が60歳以上であれ

ば差し支えない。

- (2) 身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応である者。
- (4) 各種在宅サービスを利用すれば、日常生活の維持が可能なる者。
- (5) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である者。ただし、生活保護受給中の者は含まない。
- (6) 原則として、確実な保証能力を有する身元引受人がたてられること。

(利用料)

第7条 利用料は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

- 2 入居者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払うものとする。
- 3 入居または退居に伴って、1か月に満たない利用の場合の利用料は日割り計算によって清算するものとする。
- 4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対し申請を行うものとする。

(基本原則)

第8条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入居者またはその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

(相談、援助)

第9条 職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応する。また、必要に応じて各種サービス機関等との十分な連携を図り、その有効な利用について援助を行うものとする。

(居宅介護サービスの利用)

第10条 要支援、要介護の認定を受けた入居者は居宅介護サービス利用することができる。

- 2 前項の場合、利用はあくまでも入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。
- 3 第1項に伴う費用は入居者の負担とする。

(居室)

第11条 施設が提供する居室は個室とし、施設が入居者の希望及び心身の状態を鑑み決定することとする。

- 2 入居者は居室の掃除、日常的な維持管理を行わなければならない。

(食事サービス)

第12条 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康には配慮した食事を3食提供するものとする。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

- 2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 7時30分 ～ 8時30分

(2) 昼食 12時00分 ～ 13時00分

(3) 夕食 18時00分 ～ 19時00分

3 入居者から前日までに、欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しないものとする。

(入浴)

第13条 入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 入居者に対する個別の入浴介助は原則として行わないこととする。

(緊急時の対応)

第14条 入居者の身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

3 入居者が、予め緊急連絡先を届出ている場合は、主治医及び協力医療機関等への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(保健衛生)

第15条 入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行う。

(自主活動への協力)

第16条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。

3 第1項に関して、職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うものとする。

(入院期間中の対応)

第17条 入居者に入院の必要が生じた場合、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように、入居者または家族と協議して定めるものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第18条 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができる。

2 入居者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(入居者留意事項)

第19条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める入居者留意事項を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(外出及び外泊)

第20条 入居者は、外出または外泊しようとする時は、外出・外泊届に所要事項を記入し届出るものとする。

(面会)

第21条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録しなければならない。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができる。面会時に持参した薬は、必ず職員に届出ることとする。

2 外来者が宿泊しようとする時は、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(衛生保持)

第22条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力することとする。

(施設内の禁止行為)

第23条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第24条 職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

(個人番号の取扱い)

第25条 施設は、入居者及びその家族等(保証人)の個人番号の管理は行なわないものとする。

(損害賠償)

第26条 入居者は、故意または重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

(入居の申込み)

第27条 施設への入居希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入居申込書(様式1)
- (2) 住民票
- (3) 所得証明書
- (4) 身元保証人届
- (5) 健康診断書(様式2)
- (6) その他、施設が特に必要と認めた書類

2 施設は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認のうえ、入居申込者名簿に登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第28条 入居希望者の調査は、入居者本人及び保証人との直接面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

(入居の承認等)

第29条 前条の調査の結果、入居を適当と認めた方に対しては、入居を承認する旨を、また入居を不適当と認めた方に対しては、入居を不適当と認めた旨を通知するものとする。

(入居の手続き)

第30条 入居を希望される者は、入居申込者、身元保証人及び返還金受取人と施設長とが入居契約書を持って入居契約を取り交わすものとし、次の書類を施設長に提出する。また、契約に付随して本規程についても詳細な内容を入居申込者に対して、説明するものとする。

- (1) 入居契約書
- (2) 身元保証書(様式3)
- (3) その他、施設長が必要と認める書類

(入居者台帳の整備)

第31条 施設は新たな入居者について、入居時の健康診断を行うとともに、入居者の従来の生活状況、家族状況等必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を入居者台帳に記録整備し、入居後の健康管理、相談及び援助等に備えるものとする。

(居室の変更)

第32条 入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(退居)

第33条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から契約解除届(様式4)の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により入居契約を解除したとき。

(入居契約の解除)

第34条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めるときは入居契約を解除することができる。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって入居承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、または支払うことができなくなったとき。
- (3) 特別養護老人ホーム入所者程度の状態にもかかわらず必要な介護等受けることができない場合。
- (4) 身体的または精神的疾患もしくは欠陥のため、施設での生活が著しい支障を与えるおそれがあると認められたとき。
- (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
- (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合具体的に理由を文書により通知することとする。

(転賃等の禁止)

第35条 入居者は、居室を転賃、または譲渡もしくは入居者以外の方を同居させてはならない。

(災害、非常時への対応)

第36条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けなければならない。

2 施設は、消防法令に基づき非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回以上行わなければならない。

3 入居者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせなければならない。

(苦情処理)

第37条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告しなければならない。

(施設・設備)

第38条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上決定するものとする。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行う。

(地域社会の連携)

第39条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(事務及び業務処理)

第40条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところから従い適切な処理に努めなければならない。

(運営懇談会)

第41条 ケアハウス入居契約書第4条に基づき運営懇談会を設置するものとする。

2 運営懇談会の設置運営については、別に定める運営懇談会規則によるものとする。

(改正)

第42条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の承認を得て行うこととする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。